

米国における消費税軽減の問題

森 武 夫

序 言

一 米国消費税の沿革と現状……………	六八	三 景気調整政策と消費税制……………	八四
1 連邦消費税の起源……………	六八	4 酒・たばこ税の問題……………	八六
2 消費税の種類・形態……………	六九	5 ガソリン税の問題……………	八七
3 消費税制の発展過程……………	七一	6 州・地方政府の消費税……………	八九
4 連邦税収入と消費税の比重……………	七三	(参考)	
5 州・地方政府の消費税……………	七六	英国の補整的財政政策と消費税制……………	九〇
6 連邦消費税の現状……………	七八	一 政府の景気調整権限と税制措置……………	九〇
二 消費税軽減の問題点……………	八一	二 補整政策として消費税制の運用……………	九一
1 現行消費税の非常時的性格……………	八一	三 消費税制運用政策の理論的根拠……………	九四
2 ぜいたく品の必需品化……………	八二		以上

序 言

最近（一九六四年六月十八日）シロン米・財務長官は、民主党政綱委員会の公聴会で「経済成長、物価安定の

米国における消費税軽減の問題

点から一九六五年は連邦消費税の全面的な改定または廃止の好機だろう」と証言し、ヘラー大統領経済諮問委員長は「もし連邦消費税の改定で経済成長が一段と促進されれば、現在の減税計画そのものを再び拡大することも可能になる」と示唆した。こうして米国における連邦消費税軽減の問題は、与党である民主党の政綱に織込まれることは確実とみられてきた。

一方、米国議会においても、六月以来下院歳入委員会（委員長ミルズ民主党議員）において、「今後二年間に数十億ドルの連邦消費税軽減を目標」として審議検討を始めており、公聴会を開いて、各方面から証言を求めている。

このように政府与党や議会が何故消費税軽減について着意したのか、またどのような目標ないし構想をもっているのか等については、今のところ詳しい情報を欠くため、これを明かにすることができないが、ここでは米国における消費税の沿革と実態を概観した上、この消費税軽減問題の意義、可能性およびその効果などについて、英国の経験を参考としながら、若干の観察を行い、今後情報の集収を待って、研究の取纏めを期したいと思う。

一 米国消費税の沿革と現状

1 連邦消費税の起源

米国独立当初の連邦財政は一七八九年の憲法によって、主に関税と消費税で賄われなければならなかったが、最初から掲げた保護貿易政策のために、関税収入が相当多額に上ったので、これと内国消費税とによって、大体所要の財源を得ることができた。

消費税としては、建国後間もなく、塩、酒、砂糖の消費税が採上げられたが、乗用馬車の所有者に対しては、馬車税が課された。当時の馬車所有者は、いわば高所得層に属したので、この馬車税は累進税の性格をもつものとされた。

2 消費税の種類・形態

上述のように消費税は最初、塩、砂糖などにも課されたが、税収額の大きな税目としては、たばこ税と酒税があげられる。

1 たばこ税 たばこ税は一七九四年に新設されたが、その後十九世紀の初め、ジェファソン大統領の手により消費税が全面的に廃止された機会に、この税も一時中絶したが、一八六二年南北戦争の際に再び採上げられ、以来引続き課税されて今日に及んでいる。

2 酒税 酒税は一七九一年に創設されたが、この時の税はウィスキーに対して課するウィスキー税であったが、(注)次いで次第に他の酒類にも課されることになった。

(注) ウィスキー税に対しては、最初から強い反対があり、ウィスキーの醸造によって生計を立てていたスコットランド系およびアイルランド系住民の多いペンシルベニア州のピッツバーグ市で、一七九四年のウィスキー暴動にまで発展した。

酒税はその後、前述の消費税廃止の機会に中止されたが、南北戦争の際 たばこ税同様再び採上げられた。以来引続き課税されて、第一次世界大戦の前夜ともいうべき一九一二年には、酒税収入は関税を除く連邦租税収入の六〇％の多きを占める有様であった。一九一三年の連邦所得税の創設、一九二〇年の禁酒法(注)の施行などで、これらの事情はその後大きく変ったが、一九三〇年代の大不況時において禁酒法の撤廃以後酒税は再び連邦消費税のうちで最大の収

入をあげる税となった。

(注) 一九三〇年代の大不況の際、ルーズベルト大統領はニーディール政策にもとづく財政措置の一つとして酒税の復活を實現した。すなわち一九三三年三月全国禁酒法改正法成立、酒類の製造販売が合法化され、翌三四年一月酒税法成立、五億ドルの年収を得ることになった。

3 製造業者消費税 製造業者消費税(Manufacturers' Excise Tax)は一九三二年フーバー大統領時代、大不況に際し連邦財政の赤字を埋めるために行った増税措置の一つとして設けられた新税である。初め下院歳入委員会では、一般的な売上高税(General sales taxes)の課税を立案したが、この案は負担が一般大衆に帰するものとして否決され、これに代る特定物品(いわばぜいたく品ないし准ぜいたく品)に対する製造業者消費税が課されることになったのである。この税は一九三三年六月までの臨時税であったが、その後の修正で延長され、引続き現在に及んでいる。

製造業者消費税が課される物品は、①自動車および部分品、付属品②タイヤおよびチューブ③家庭用の電気冷蔵庫ガス冷蔵庫、電気・ガスによる自動空気調整機④運動用具および運動用設備⑤真空掃除機、洗濯機その他家庭用の電気器具、ガス器具、石油器具⑥写真機および付属品⑦計算機、タイプライター等の事務用器械⑧電球および真空管⑨ガソリン⑩潤滑油および機械油⑪マッチ⑫ラジオ受信機、蓄音機、レコード、楽器、録音機⑬銃砲および弾薬である。

納税義務者はこれら物品の製造業者または輸入業者である。課税方式は従量税と従価税が併用される。輸出品に対しては課税しない。

4 小売業者消費税 小売業者消費税(Retailers' Excise Tax)は、製造業者消費税とともに新設されたもので、

これを課される物品は、①貴金屬、寶石、時計類②毛皮類③化粧品類④ハンドバッグ、カバン、財布類等奢侈品ないしぜいたく品に属するものである。

納税義務者は、これらの物品を販売した小売業者で、課税標準は小売販売価格で税率は共通の一〇%である。

5 砂糖税その他の消費税 ①砂糖の消費税は、もともと製造業者消費税の一部であるが、ココナットおよび植物油の消費税とともに、ひとつの独立税となった。納税義務者は製造業者または輸入業者である。②カルタ税③麻薬税（モルヒネ、阿片、コカインなど）④バターおよびチーズ税（加工バター、再生バター、混成バターおよび充填チーズ等）⑤遊戯娯楽器機税（ボーリング、玉突台、ピンボール、自動販売機、自動音楽機等）⑥安全貯蔵函（銀行、信託会社などの安全貯蔵函を賃貸して使用する場合）⑦パイプライン輸送税（石油、ガス等の輸送）⑧通行税（汽車、汽船、航空機、バスなどの乗客および鉄道、船舶、航空機、トラック等による貨物に対して課税）⑨電信、電話税⑩綿花先物取引税⑪銃砲・弾薬使用税⑫賭博税⑬銀塊移転税⑭入場税（映画、演劇、音楽、スポーツ、キャバレー等の入場料）⑮クラブ税（社交、スポーツなどを目的とするクラブの会員に課される）。

3 消費税制の発展過程

第一次大戦中の消費税 連邦政府は戦費の調達と国民消費の抑制の目的を併せ達成するため消費税の増徴ないし新設を行った。すなわち①蒸溜酒に対する消費税は、一ガロンにつき一・一ドルから三・二ドルに、ビールぶどう酒税は二倍に引上げられ②清涼飲料水に対しては新税を課し③葉巻たばこは販売価格により累進的に課税④香水、化粧品、チューイング・ガムに対しては特別税が課せられ⑤入場税、クラブ税、カルタ税なども新設または増徴された。

第一次大戦後の消費税 戦後の好況時代になると、軍事費は激減したのに税収入は年々増加していったので、一九二一年、二四年、二六年、二八年、の四回にわたって所得税の減税と消費税の減廃が一部行われた。

しかるに一九二九年の株式大暴落に次ぐ大不況時代になると情勢が一変して、税収入特に所得税は減収となり、一方不況対策費もかさんだので、連邦財政は多額の赤字を出すようになった。そこで対策として、一九三二年（フーバー大統領時代）には前述のように、製造業者消費税および小売業者消費税を新設し、続いて三三年（ルーズベルト時代）には酒税を復活して税収の増加をはかったのである。

第二次大戦中の消費税 一九三九年欧州に戦争が起ると、米国においても軍備拡充の要請が急激に高まったので、一九四〇年には二回にわたって増税を行い、四一年末の参戦後は本格的戦時財政の段階にはいり、未曾有の臨時増税計画を矢次早に実行した。この間消費税の面でも高度の戦時特別税率が施行され、多額の収入があげられた。

第二次大戦後の消費税 一九四五年八月終戦とともに、米国の税制も戦時的のものから、次第に平時的なものへと移行することになった。すなわち一九四六年に所得税率引下、諸種の戦時特別税の廃止を行ったのを初めとして、消費税のうち戦時の特別税率で課されていたものも、終戦後六カ月から旧税率に復していった。

こうした正常税制回復の努力は、その後も進められようとした矢先き、突如としてこの方針を転換させたのは、一九五〇年六月に起った朝鮮戦争である。朝鮮戦争のための巨額の戦費を支弁するためには、これまでの戦時から平時への復元的税制、いわば減税案を一挙に増税計画に逆転させたのであった。

同時に朝鮮戦争を契機とするいわゆる東西冷戦激化の結果、米国軍備の大拡張、北大西洋条約機構の成立、対外軍

事経済援助の強化等に要する経費、いわば国家安全保障費の支出が急に膨脹し、准戦時財政の様相を濃くするに至った。まず一九五〇年十月個人所得税ならびに会社所得税の増徴を中心とする年額約五十億ドルの増税が行われたのを手初めとし、五一年には第三次増税として、消費税全般にわたる高率の戦時税率の適用が行われた。

こうした相次ぐ戦時的増税の動きは、一九五二年五月朝鮮戦争終息によって修正され、五四年一月には個人所得税の一一％減税、超過利得税廃止、消費税率の正常復帰が決定される運びとなっていた。ところが前述の国防費ないし国家安全保障費増額に対する緊急要請に動かされて、超過利得税廃止と消費税率引下は棚上となってしまうた。

ケネディ減税計画と消費税 ケネディ前大統領の遺した景気調整政策本位の百十五億ドルの所得税減税計画はジョンソン大統領のもとで、一九六四年二月成立の運びとなったが、消費税については全然手がつけられず、朝鮮戦争当時の高度な戦時税率が依然として据置の状態におかれているというのが現状である。

4 連邦税収入と消費税の比重

第一次大戦直前の一九一三年に個人所得税が創設されるまでは、連邦租税収入の約九五％は関税と消費税であった。当時個人所得税の新設は、同年の関税改正で工業原料品に対する関税が大幅に軽減された結果の歳入不足を補うためでもあった。

第一表は一九一三年以後の各種連邦税収入の財政的地位の変化を示すもので、間接税としての関税と消費税収入の動向をもうかがうことができる。

第一表 連邦税収入の地位の変化（一九一三―五四年）

税 收 総 額	一九一三年		一九二九年		一九三九年		一九五四年	
	百万ドル	%	百万ドル	%	百万ドル	%	百万ドル	%
税 收 総 額	六三三	一〇〇・〇	三、四五四	一〇〇・〇	五、二五九	一〇〇・〇	七〇、四八二	一〇〇・〇
関 税	三三九	四八・一	六〇三	一七・五	三三九	六・二	五三二	〇・八
消 費 税	三〇九	四八・七	四五九	一三・三	一、六二九	三三・〇	九、二四四	一三・一
会 社 所 得 税	—	—	一、二二六	三五・七	一、二三三	二二・七	二二、五〇六	三〇・七
個 人 所 得 税	三三	五・二	一、〇九六	三二・八	一、〇九六	一九・八	三三・八二三	四八・八
土 地 税 ・ 贈 与 税	—	—	三三	一・八	三六一	七・〇	九三三	一・三
雇 用 税	—	—	—	—	七四〇	一四・三	五、二〇八	七・三

(表の出所) Poole, Kenyon E., Public Finance and Economic Welfare, p. 25.

この表で見ると、消費税は第一次大戦直前の約三億ドルから、同戦後最好況時一九三九年の四億六千万ドル、一九三九年(第二次大戦開始)の十六億ドル、一九五四年(第二次大戦終了後十年)の九十二億ドルと、大巾に増加しているが、その税収入総額に対する比重は一九一三年の約四七%から、五四年の一三%へと漸次低下を示している。

関税は一九一三年には消費税と肩をならべていたが、五四年になると、僅か五億六千万ドルに減少、消費税の六%にしか当らず、総税収に対する比率も一%にみたなくなっている。

一方、直接税と間接税の比率について見ると、一九一三年では直接税は税収総額の僅々五%余にすぎなかったのに対し、間接税は九五%という圧倒的な比重を占めていた。それが一九五四年になると、直接税(所得税のほか土地税、贈与税、雇用税社会保険賦出金加わる)の比重は八六%と高まり、間接税は一四%に低下、両者の地位は、こ

の四十一年間に全く逆転してしまった。

この直・間税の比重関係を連邦・州・地方税収連全体についてみると、第二表の通りである。

第二表 全邦・州・地方政府税収入の内訳（一九五八―六〇年）

	一九五八年		一九五九年		一九六〇年	
	億ドル	%	億ドル	%	億ドル	%
連邦政府税収総額	七六六	100.0	八九五	100.0	九五三	100.0
直接税	三七七		三九八		四三三	
個人所得稅、個人税	一七六	八四・九	二三〇	八五・二	二〇八	八五・二
会社所得稅、超過利得稅	二〇一		一六八		一七四	
間接税	三八九		四九七		二四五	
州および地方政府税収総額	二一九	一五・一	二一九	一四・八	二三八	一四・八
個人税（所得稅、資産稅等）	四三二	100.0	四三二	100.0	四八〇	100.0
会社所得稅、超過利得稅	一〇	二五・一	三	二六・〇	三	二五・四
雇用稅	二五		二六		二七	
間接税	二五	七四・九	二九六	七四・〇	三三二	七四・六

（表の出所） United States Board of Trade, Survey of Current Business, 1961.

この表によって見ると、最近諸年度において、連邦税収総額における間接税の比重は、一五%程度に止まっているが、州および地方政府税収入のなかでは、間接税の比重が極めて大きく七五%を占めていることが注目される。（国税は高い所得稅中心、州、地方税は間接稅中心）。

今、同表により連邦、州および地方政府の税収入総額のなかで、直接税と間接税の比重を量ってみると第三表に示すような結果がえられる。

第三表 連邦、州、地方政府税収内訳

税 種	一九五八年		一九五九年		一九六〇年	
	億ドル	%	億ドル	%	億ドル	%
直接税	一、二五三	一〇〇	一、二九三	一〇〇	一、三七一	一〇〇
間接税	六五九	三三	八六八	三三	九二二	三三
税 額	一九九二		二、一六一		二、二九三	

これによってみると、最近諸年間における米国の中央・地方財政における税収入総額のうち間接税の比重は、大体三三%の水準にあるものといえる。^(註)

(注) 大蔵省編・図説日本の財政(昭和三十八年度版)に掲げられている各国の租税体系図によると、一九六二年度予算における米国の直・間接税の比率は八六・五%対一三・五%となっているが、これは連邦政府の租税体系のなかでのことで、地方税体系を含んでいないものと解される。

この「各国の租税体系」のなかで直接税などの比率について各国の状況を見ると①日本、直五六・八対間四三・二②米八六・五対一三・五③英五四・九対四五・一④仏三六・〇対六四・〇⑤西独四八・六対五一・四⑥伊二三・四対七七・六となっている。

5 州・地方政府の消費税

州税の傾向は第四表の示す通りである。

第四表 全米諸州の税収入の傾向（一九一五—一九二四年）

州税収入総額	一九一五年		一九二九年		一九三九年		一九五四年	
	億ドル	%	億ドル	%	億ドル	%	億ドル	%
州税	三六	一〇〇・〇	一九五	一〇〇・〇	三、〇八五	一〇〇・〇	二、〇八九	一〇〇・〇
売上高税	—	—	—	—	四四〇	一四・三	二、五四〇	三三・九
ガソリン税	—	—	四三	三・二	八〇一	二六・〇	二、二二八	二〇・〇
酒税	—	—	—	—	六〇	一・九	四六四	四・二
間接税	—	—	—	—	三六	一・二	四六三	四・二
自動車運転免許状料	—	—	—	—	三六	一・二	一、〇三一	九・三
所得税(個人・会社)	二	—	三三	一・〇三	三三	一・〇七	一、七六六	一六・〇
直接税	—	—	—	—	二五九	八・四	三九一	三・五
固定資産税	一六	五〇・六	二五九	一七・九	二五九	八・四	三九一	三・五
遺産税・贈与税	元	七・九	二三	七・七	二三	四・三	二四九	二・二
その他の税	二五	三・三	四六	二四・一	四六	一五・二	一、九五九	一七・七

(表の出所) Poole, ibid., 30.

売上高税 州税の売上高税 (Sales Tax) は連邦の製造業者消費税や小売業者消費税のように特定品目について課税するのではなく、一般的に売上高に応じて課税するものである。現在では小売段階で売上高に対して三%程度を課税するのが標準となっている。この税率は各州で任意に定めているが、ある州で税率を高くすると、その州民は税金の安い州に行つて買物をするので各州の売上高税率はこうした事情から、ほぼ一定の水準に事実上統一されている。

(注) 全米五十州のうち売上高税を課しているのは三十八州、税率も最高ペンシルベニアの五%から、テキサス、オクラホマ

など十州の二%となっており、三%が普通となっている。首都ワシントン市で三%。

6 連邦消費税の現状

1 酒税 酒税の税率は、酒の種類、アルコール分などに応じて定められている。すなわち①蒸溜酒（ウイスキー、ブランデー、ジンなど）は標準強度（アルコール五〇%）一ガロン当り一〇・五ドル、②ビール一樽（三一ガロン入）につき九ドル、③ぶどう酒は一ガロンにつき一七セントから三・四ドルにわたっている。

② たばこ税 たばこ税の税率は、たばこの種類、重量、長さ、小売価格などに応じて定められている。すなわち①紙巻たばこは千本で三ポンド以下のとき（普通の品）は千本につき四ドル、②葉巻の場合は普通の葉巻一本の小売価格が二・五セント以下のものと、次第に累進して、最高は小売価格二〇セントを超えるもの千本につき二〇ドルとなっている。

3 砂糖税 砂糖税の税率は従量税で、糖度九二度の精製糖、一ポンドにつき〇・四六五セント（キロ当り約一セント）が基準となっている。

4 製造業者消費税 製造業者消費税の税率は第五表の通りで、これらの物品が製造業者、生産者または輸入業者によって販売されるか、あるいは非課税品目の製造に使用されるとき、販売価格を基準として課される。課税品生産に使用する品目は除外する（自動車ラジオ、テレビ、タイヤ、チューブを除く）。

第五表

現行製造業者消費税税率（一九六四年）

品目	税率	品目	税率
マッチ(紙軸、木軸)	千個につき二セント	テレビ・真空管・部分品	一〇%
同(意匠軸)	同 五五セント	ラジオ同 上	一〇%
潤滑油	一ガロンにつき六セント	蓄音機・レコード	一〇%
ガソリン	同 四五セント	楽 器	一〇%
タイヤ	一ポンドにつき八セント	空 気 調 整 機・冷 蔵 庫	一〇%
チューンアップ	同 九セント	事 務 用 機 械	一〇%
トラック・バス	価格の一〇%	写 真 器・写 真 材 料	二〇%
乗用自動車・オートバイ	一〇%	シガレット・ライター機械鉛筆	一五%
自動車付属品・部分品	八%	ス ポ ー ツ 用 具	一五%
電気・ガス・石油器具	一〇%	銃 器・弾 薬	一〇%
電 球・真 空 管	二〇%		一一%

(表の出所) Crocket, J. P., The Federal Tax System of the United States, p. 113.

5 小売業者消費税 小売業者消費税は第六表の税率で、各品目につき小売業者に課税される。

第六表 現行小売業者消費税税率(一九六四年)

品目	税率	品目	税率
貴 金 属・宝 石	二〇%	毛 皮	二〇%
高 価 時 計	二〇%	化 粧 品・化 粧 具	二〇%
掛時計・置き時計(五ドル以下)	一〇%	ハ ン ド バ ッ ク・カ バ ン・財 布	二〇%
懐中時計・腕時計(六五ドル以下)	一〇%		

米国における消費税軽減の問題

(表の出所) Crockett, *ibid.* p. 115.

この税は物品が小売業者によって販売されたとき課税される。宗教用、測量器機、眼鏡縁、軍事記章、装飾のためでなく、実用的構造上用いられた貴金属を含む万年筆、鉛筆は免税される。

6 各種消費税 以上諸税のほか連邦消費税としては既述(2の5)の各種消費税がある。その典型的なものの税率についてみると、①電信電話通信税(料金の一〇%)②通行税(汽車、汽船、バス、航空機などの乗客に対し、料金が三五セントを超える場合、料金の一〇%)貨物輸送に対しては料金の三%(石炭はトン当り四セント)③賭博税(掛金の一〇%)

7 連邦消費税収入の状況

第七表 連邦消費税収入(一九六二年度)

税 目	税収額 (百万ドル)	総額中の比重 (%)
酒 税	三、三四一	二六・二
たばこ 税	二、〇二六	一五・九
製造業者消費税		
① ガソリン、潤滑油、ディーゼル油等	二、五五六	二〇・〇
② 自動車、トラクタ、タイヤ、部分品等	二、一一三	一六・六
③ その他(耐久消費財等)	五三一	四・二
小売業者消費税		
貴金属、宝石、時計、化粧品等	四一六	三・三

入場料税	一四七	一・二
電信電話税	八三四	六・五
通行税	二六〇	二・〇
砂糖税	一二五	一・二
その他	四〇三	二・九
総計	一二、七五二	一〇〇・〇

(表の出所) 米連邦政府一九六二年度決算より計算。

二 消費税軽減の問題点

1 現行消費税の非常時的性格

現行の製造業者消費税、小売業者消費税その他の消費税、ならびに、たばこ酒類に対する付加的高率の消費税は、先きにみてきたように、一九三〇年代の大不況時、引続き第二次世界大戦、朝鮮戦争、さらには今日の准戦時体制ともいべき時代の非常時的財政の産物にほかならない。

ところが、米国では今世界情勢の変化に伴い、准戦時体制も次第に緩和の兆候がみられる。すでにジョンソン大統領は一九六五年度予算において、国防費十三億五千万ドルの削減を断行し、実際の支出では同年度中に二十億ドル以上の軍事支出を節減する計画を立てている。国防総省筋でも今後五カ年間に総額百億ドルの軍事費節約計画をもっているとも伝えられている。国際的軍縮計画が実現するとなればなおさらのことである。

こうして米国の財政が非常的性格から次第に脱出してゆくことになれば、非常時財政の落し子である米国の消費税

もまた当然廃止ないし軽減への道を進むべきものであろう(註)。

(注) ウォール・ストリート・ジャーナル(一九六四年六月九日)も、消費税軽減問題に関して、「第二次世界大戦と朝鮮動乱中、消費税は非常に重くなった。そして何回となく繰返される国民の不平にもかかわらず、税率は依然として戦時中の高率を維持している」となし、国民的立場からこれら戦時的高率消費税の廃止ないし軽減を要望している。

2 ぜいたく品の必需品化

既述のように、小売業者消費税は貴金属、宝石、時計、毛皮、化粧品、ハンドバッグ等のいわゆる奢侈品ないしぜいたく品を対象とするものであり、製造業者消費税もまた自動車、電気冷蔵庫、洗濯機、空気調整機、ラジオ、テレビ、楽器、写真機その他耐久消費財を中心とする、いわばぜいたく品ないし准ぜいたく品を対象として課税しているもので、一般生活必需品はこれを除外している。

これはいわゆる消費税の逆進性(消費税は所得が少額であればあるほど、その負担する租税額の比率がますます多額になる)を補整するためである。すなわち生活必需品に課税するのではなく、比較的所得の多い階層の消費するこれら「ぜいたく品」に課税することにより、消費税のもつ逆進性を緩和し、むしろ累進性をもたせるといふ考え方の現われとみるべきであらう。(注一、二)

(注一) この点既述の建国当初の乗用馬車税に累進性をもたした事例にアメリカ人の消費税の逆進性に対する配慮がみられる。

(注二) 既述の通り一九三二年フーバー政府は最初一般売上高税を提案したのであるが、議会は一般売上高税は主として低所得層を含む一般大衆の負担に帰するものとして反対したので、ぜいたく品を中心として特定品目を選択して小売業者消費税、製造業者消費税を採用することに改案したといふいきさつがある。

ところが、これら消費税設定以来すでに一世代以上を経過し、特に第二次大戦後の技術革新を通じて、アメリカ国民の消費水準を質的量的に異常な程度に引上げた今日（いわゆるアメリカン・ウェイ・オブ・ライフなる高度生活水準の時代）では、往年ぜがたく品とされた商品はもはや一般生活必需品に変わってしまった^(註)

(注) ウォール・ストリート・ジャーナルも消費税問題を論ずるなかで、自動車、テレビ等を含む現行消費税の対象となっている耐久消費財を「日常生活用品」と称し、生活必需品の扱いをしている。事実、米国における耐久消費財普及率（世帯数に対する保有比率）は乗用自動車九五％、電気冷蔵庫九八％、電気洗濯機同上、真空掃除機七七％、ラジオ九八％、テレビ九六％となっている（一九六三年現在、日本国勢図会、朝日新聞世界経済指標、ユーエス・ニュース等調査集成）、現在米国の「貧乏戦争」のモデル地域といわれているアラバマのナンバーワン地区ペンシルベニア州ハーラン郡でさえ、五九％はたとえボロとはいえ自動車を持っており、八八％の世帯は電気洗濯機を持っているという（朝日新聞ワシントン特派員一九六四、八、二〇）

こうして現在では、米国消費税の対象品目は一般アメリカ市民層にとって生活必需品のカテゴリーにはいっており、その価格を高める作用をする消費税は、日常生活費に対して実質的に重い負担をかけており、これが廃止ないし軽減に対しては一般国民の間に強い要求がみられている。^(注一、二、三)

(注一) 自動車その他の耐久消費財購入のための支出は、米国平均世帯の支出の一〇％程度に上っており、しかもその多くは賦払購買となっているので、金利負担がかさみ（年利約一二％）消費者にとっては二重の負担となっている。自動車にしても一台四千ドルとして、税金四百ドルを負担しているわけで、一労働者の平均月収額をそっくり税金にとられる形となっている。

(注二) 消費税軽減問題審議中の下院歳入委員会（ミルズ委員会）の公聴会においても「どの税が貧乏人にとって重い負担となるか、例えば口紅はどんな所得層の婦人も同じ量だけ消費するものであるから、一律徴税は貧乏人には重過ぎるのでは

ないか」について証言が求められている。

(注三) ウォール・ストリート・ジャーナルは「消費税が軽減されれば、自動車、テレビ等を含む多数の日常生活用品の小売価格が安くなり、購買者にとっては好都合な結果をもたらすだろう。また宝石、ハンドバック、化粧品、毛皮などの消費税は第二次世界大戦時に課せられたもので、これを廃止しようとする強い要望のあるもので、ミルズ委員会においても消費税撤廃の第一候補にあがっている」ことを指摘している。

消費者保護に特別力を入れて^(註)いる現政府としても、この際、現実^(註)に生活必需品化しているこれら多くの商品を対象とする消費税の廃止ないし軽減については、消費者保護の見地からしても、速に^(註)適當の措置を講ずる必要がある。

(注) ジョenson大統領は一九六四年二月消費者特別教書を議会に送った。この教書^(註)の精神はケネディ前大統領の遺策の線に副うもので、民主党政府の重要政策とする「消費者としての市民」の保護と利益の増進に関する施策を示したものである。この教書のなかでは消費税の問題にはふれていないが、消費者問題担当特別補佐官は研究項目に消費税の問題を加えている。

3 景気調整政策と消費税制

ミルズ下院歳入委員会は、消費税軽減問題審議に当り、「特別の製品に対する消費税はその工業の売上に害を及ぼすのではないか」の点について公聴会で証言を求めている。ここで特定の製品というのは主に製造業者消費税の対象である自動車その他の耐久消費財をさすものと解せられる。これら物品に課される消費税は、当該品目の生産部門の売上に対して制約を与えていることは争えないところである。これら耐久消費財の価格は税金だけ高くなっているわけであるから、それだけ消費者の購買意欲を弱めるため、その市場を縮小させる結果となっている。

もし、これら消費税が軽減されるならば、それは単に消費者の負担を軽くするだけでなく、よって生じた有効需要

の拡大は、自動車はじめ多くの耐久消費財の生産部門を刺戟し、市場拡大の機会を与えるとともに、その量産体制を促進する結果、コスト低下を実現させる。コスト引下は価格の切下を可能ならしめ、国内消費者を利するとともに、製品の国際競争力を高める。こうして消費税軽減は米国経済全体の景気振興ないし成長に寄与するところ大なるものがある。序言のところで引用したジロン財務長官の証言に(註)みられる考え方もこうした消費税制と成長政策との関連についての認識を示したものとみるべきであろう。

(注) ジロン財務長官の証言—経済成長、物価安定の点から一九六五年は連邦消費税の全面的改定または全廃の好機だろう。このような消費税制を景気調整ないし成長のための政策的用具とする考え方は、英国において最も進んでおり、すでに実践上成功を収めた経験をもっている。(注)これについては「参考」英国の補正的財政政策と消費税制を参照された。

(注) 一九六二年英国のモードリング蔵相が断行した自動車税の大幅引下は、消費税軽減を景気のテコ入政策に利用した絶好の適例とされる。米国の自動車工業はここ数年来企業間の市場競争の關係と、労働組合側の要請に制約されて、製品自動車の価格引上を差控えてきたが、自動車税の廃止、軽減が実現されると、税額だけ自動車価格を引下げることによって、その市場を拡大することができ、前述のような企業的利益を受け、いっそう発展の機会をつかむ可能性に恵まれるだろう。自動車工業は米国経済の大黒柱とされているだけに、斯業の発展は多数関連産業の繁栄を結果し、米国経済全体の成長に貢献するところ大なるものがある。米国の自動車工業は現在繁栄のピークにある観を呈しているが、その国内市場もだいたい飽和状態になっており、いわゆるセカンド・カー時代の到来も急に望めない状態にある。この際自動車税の廃止ないし軽減の政策がとられることは、米自動車工業にとって最も効果的な刺戟作用をもたらさるだろう。

これに関連してここで一言ふれたいことは、前述の大不況時におけるフーバー政府の消費税新設についてである。

今日から見れば、このような措置は不況時財政政策としては、完全な逆効果的失策とせざるをえない(注)。

(注) 一九三〇年代には多くの専門的経済学者および二大政党の指導者は、不景氣時に採るべき政府の最良の政策は、増税と支出減少によって連邦予算を均衡させるにあるということに一致していた。フーバー大統領は一九三二年五月の議会への教書に「今日最も必要とされるものは予算を均衡させることである」として、議会に対して増税の提案を要請し、所得税贈与税、製造業者消費税等を増徴ないし新設する法案に署名した。こうしたいわゆる均衡予算ないし健全財政への努力は仇となり、却って不況はいっそう深刻化した。というのは政府支出が抑えられた結果、失業はいっそう増大し、国民所得が減少するにつれて、税収入は減少を来した。一方増税により国民所得の少なからぬ部分を政府のふところに吸上げたので、消費者、企業者の購買力(有効需要)を縮小させ、その結果生産部門の活動ははばまれ、景氣をいっそう沈滞させた。(D. M. Keezer and Associates, *New Forces, in American Business*, 1959 鷹取米夫訳一七〇—一七一ページ)

こうした誤は、英国においてもみられた。ハロッドは次のようにいっている。一九三二年九月ポンド平価切下当時、英国経済の不況対策として、労働党政府は「全く前例のないような失業の存在する時代には、税金の引上も政府支出の削減も誤である」とのケインズの意見に耳を傾けず、予算均衡第一主義で増税と支出の削減を行って失敗してしまつた(Roy Harbes Harrod, *The Pound Sterling*, 1952 東京銀行調査部訳一四ページ)

4 酒・たばこ税の問題

酒・たばこ税もまた戦時高率課税撤廃という形で、軽減を要望する声があり一般消費大衆からも、税金が高すぎるという非難が強い。もともと酒・たばこは生活必需品ではなく、嗜好品ないしぜいたく品として、消費税の伝統的対象となってきた。しかしこれは現代の国民消費生活の実情にそわないものであるとの批判がある。実際には酒・たばこは所得の低い層のものが却って多く消費する品物とさえなっている。

(注) 業界の意見としては米国蒸溜酒協会から、朝鮮戦争当時のウイスキー税をもっと低率にするよう強い要望がある(ウォール・ストリート・ジャーナル)。

一方、現在米国では飲酒の衛生的、道徳的、社会的各側面での弊害がやかましい問題となっている^(注二)。たばこは肺癌の原因をなすとの説の影響もある^(三)ので(癌対策として、たばこ税引上の意見が議会に提出されている)今回の消費税軽減問題の審議過程においても、酒・たばこ税の軽減は、敬遠される可能性が大きい。(ウォールストリートジャーナル)。

(注二) 米国は世界有数の飲酒国とされており、アルコール中毒患者も五百万に上っており、青少年非行問題も飲酒が一つの原因となっている。飲酒問題専門研究家マルビン・ブロック博士は米国における飲酒の経済的損害は年間約二十億ドル(酒税は年額約三十五億ドル)と推算している。飲酒にもとづく労働効果の損害は莫大である。また飲酒による交通事故の損害だけで年間一億二千五百万ドルに上っている。一九六三年の自動車事故死は四万人以上となっているが、事故の原因の最大部分は飲酒運転である(ユー・エス・ニュース一九六四年六月十五日号)。

(注三) 最近米国のたばこ産業は沈滞状態にある。一九六四年上半期の利潤調査(ニューヨーク・タイムス)では、六三年上半期に比べて約二割四分の増収となっているが、たばこ業はわずかに〇・九%増収という実質的には不振状態に陥っている。これはたばこが肺癌の原因になるという「有害宣言」と広告規制による打撃の結果ともみられている。

5 ガソリン税の問題

米国の消費者にとってガソリン税の負担は非常に大きい。一九六二年の例についてみると、連邦ガソリン税(製造業者消費税)は二十五億ドルで、これに各州が売上高税として連邦税に付加徴収するガソリン税三十三億ドルを加えると、年額五十八億ドルの巨額に上っている(酒・たばこ税よりも一割方多い)。

米国における運輸交通は人・貨物ともに自動車に依存するところ極めて大きく、特に乗用自動車の普及度が高いため、ガソリン税は一般大衆にとって直接重大な負担をかけている（一世帯当り年百ドル）。アメリカ人は税金の高い例として、まっ先にガソリン税をあげるのがならわしとなっている。こうしてガソリン税の廃止ないし軽減は今日大衆の切実な要求の一つとなっている。

他方、現在連邦・州のガソリン税は、連邦・州政府管理の高速道路ならびに一般道路の建設および管理のための主要財源とな^(注)っている。他に代り財源が見出されない限り、これが廃止ないし軽減は今のところ望みない状況にある。ウォール・ストリート・ジャーナルの如きもこの点悲観説に傾いている。

(注) 連邦政府の担当する全国的高速道路建設のための財源は主としてガソリン税に依存している。有料道路建設のため道路公債（ターンスパイク・ボンドまたはトル・ロード・ボンドと称せられる）を発行する場合も、当該公債費はガソリン税をもって措弁している。州政府の担当する州高速道路その他一般道路の建設管理についても同様である。州の場合にはガソリン税と自動車、トラックの免許料と運転の免許料とを包括して高速道路使用者税（highway user taxes）と称している。この高速道路使用者税は、高速道路の利用する場合、切符を買うのと同じで、これら道路の使用料を払うという理論に基づき徴収されているものとされる。（Paul A. Samuelson, Economics, p. 135.）

ここで近い将来、ガソリン税に代る高速道路管理の財源が見出される可能性がないではない。というのは、ジョンソン大統領が世界情勢の変化に応じて、国防費の削減の方向に進んでいることは前述の通りであり、（今後五カ年間に総額百億ドルの節約計画）、それが実現されれば、それだけ高速道路等公共事業費へ一般財源を転用することができるとある。国防費節額年平均二十億ドルをそのまま右左に高速道路費に廻ますわけには、むろん、いかない

しても、連邦ガソリン税収入として一九六二年において二十五億ドルという数字が出ていることは興味がある(注)。

(注) ジョインソン大統領の経済顧問グループの一人とみられているプリンストン大学マスグレーブ博士は一九六五―七〇年の六年間、米國經濟が現在のテンポで成長してゆくとすれば、現行の税制ないし税率をもって総額三百億ドルの自然増収がえられる計算である。そうしてこの六年間に国防費が百億ドル削減されるとするならば、三百億ドルの自然増収と関連して四百億ドルというものが、公共投資、福祉支出、州への財政交付金などの平和的支出に増加振向けられ、あるいは減税の可能性をもたらさざらうとしている(平均年額六十六億ドル)(ユーエス・ニュース・ニュース一九六四年六月二十二日号)

6 州・地方政府の消費税

すでにみたように(第二、第三表)連邦税収入のうち間接税の比重は一五%程度なのに対し、州地方政府税収における間接税の比重は七五%と非常に大きなものとなっている。連邦消費税を軽減しようとする場合、州・地方政府の消費税の問題も関連して浮出ることになる。

全米諸州の州税体系を通観すると、第四表のように、州消費税の大宗としては、売上高税とガソリン税があげられるが、前項に述べたように、ガソリン税の廃止ないし軽減は今のところ難色がある。

売上高税は税率三%程度であるとして、連邦の小売業者消費税や製造業者消費税のように、特定のぜいたく品に課されるものでなく、實際上食糧品等生活必需品以外の生活用品全体対して小売段階で課税するものだけに、いわゆる逆進性を有するところに問題がある。それ故連邦の消費税軽減政策に歩調をあわせ、これを軽減する必要いっそう切実なるものがある。

ところが現在諸州は近年、公共、福祉等のサービス増大に伴い、おしなべて財政困難の状態にあるので、急にその

税込大宗の売上高税を廃止ないし軽減することはできない実情にある。

一方、連邦政府は目下州の財政難を救うため連邦から州に対する財政支援交付金の大巾増額について検討中で、大統領経済諮問委員会（委員長ヘラー）の間でも、現在順調な経済成長によって年率六十億ドルの勢で税収が増加しつつある現状からみて、①再減税 ②政府支出の拡大 ③政府の州に対する支出増加の可能性があると意見が強いとのことであり、前述の年率二十億ドルに上る国防費削減により浮いた財源とともに、州財政に対する補助金を増加しうる見込がある。こうして州財政が緩和されることになれば、売上高税軽減の可能性もでてくるものと思われる。

主要参考書

渡辺喜久蔵著・税の理論と実際、一九五六年

Joseph P. Crockett, Federal Tax System of the United States, 1955.

K yon E. Poole, Public Finance and Economic Welfare, 1956.

〔参 考〕 英国の補整的財政政策と消費税制

一 政府の景気調整権限と税制措置

英国政府は景気変動を調整するため、いわゆる補整的財政政策 (compensational fiscal policy) を弾力的、機動的に実施し得るよう一九五〇年以来、議会から税制措置による景気調整権限を付与されている。すなわち政府は、たばこ、酒類、石油製品、自動車等耐久消費財の四品目を課税物件とする消費税の税率を、議会の事後承認を条件として、大蔵省令をもって随時変更することができるようになってきている。

二、補整政策として消費税制の運用

1 一九五三年の消費税引下 英政府は一九五四年四月、当時のデフレ傾向に対する防衛措置として、仕入税(Per-chase Tax)^(注一)の税率引下を行った。^(注二)このような措置は消費税引下によって、これら商品の価格を低下させ、その結果、消費者の購買を促進し(有効需要の増大)、生産に刺戟を与えることをねらったものである

(注一) 仕入税(購買税とも訳される)というのは、製造業者または卸売業者が卸売価格に応じて納付する物品税で、小売業者にとっては仕入の段階に属するので、仕入税ということばが用いられている。仕入税は第二次大戦中戦時税として設定されたものであるが(戦費財源に充てるためと民需消費の抑制のため)、戦後も存続しており、一九五〇年の修正で生活必需品が除外され、(注二)に示すように課税品目をA B Cの三グループに区分し、みられる通りの高率を通用してきた。

(注二) 仕入税の最高税率をAグループ物品(非実用服飾品、敷物、ラジオ、テーブル食器、非重要医薬品等)の三三・三%から二五%へ、Bグループ(自動車、テレビ、楽器、庭園調度品、ガス・ストーブ等)の六六・六%から五〇%へ、Cグループ(貴金属、宝石、時計、化粧品、ハンドバック、革製カバン、電熱器等)の一〇〇%から七五%へと、かなりの幅で引下を実施した。

2 一九六一年の消費税付加税の新設 インフレ防止、輸入削減のため国民の消費抑制をねらい、ほとんどの消費財に対して一〇%の消費税付加税を課した。

3 一九六二年の消費税減税 前年度の過熱景気が六二年に入りて、逆に下降の兆しをみせはじめたので、これを防ぐためロイド蔵相は六二年度予算で、①前年度実施の消費税付加税を一部(たばこ、酒、石油製品等)を残し撤廃、②自動車テレビ等グループの仕入税の最高税率五〇%を四五%に引下げ、^(注)③砂糖、コーヒー、ココアを無税関税とし

た。英国人の家庭に不可欠とされた紅茶はすでに無税となっていた。

(注) 一方で、衣料と家具に対する仕入税は五五から一〇%に引上げられ、アイスクリームその他ソフト・ドリンク、りんご酒、上等のケーキなどには一五%の新税が課された。これは減税による税収減を一部埋合すためと、消費税体系の全面的合理化と税率引下計画の一環として行なわれたもの。

4 同年央の**自動車税大幅引下** 一九六二年英国の経済はロイド蔵相のテコ入政策にかかわらず、沈滞の色を濃くし、設備投資の減退、失業者の増加など暗影を投ずる面を生じた。そこで七月ロイド蔵相に代ったモードリング蔵相は新しい景気刺戟政策を発表して、英経済に強力なテコ入を試みた。①法定減価償却の大巾引上と②**自動車仕入税**の大巾引下という二つの税制措置は、景気刺戟政策の中心をなすものであった。蔵相は自動車税をロイド前蔵相引下後の四五%から一挙に二五%と思切った大巾引下を断行した。

この自動車税の急角度の引下により自動車の販売価格は一二%見当低下した。^(注)こうした自動車価格の低下は、国内市場での販売を促進する結果、自動車メーカーの操業率を高めることによって、いっそうの量産による生産コストの切下が可能となり、ひいては英国製自動車の国際競争力を強め、輸出増進の可能性が生じるというわけである。

(注) 例えば英国で最も大衆的なオースチン・ミニは五百九ポンド(邦価約五十一万円)から四百四十八ポンド(同上約四十五万円)になった。

自動車工業は英輸出産業の花形であり、しかも自動車の生産増加は鉄鋼業その他広範な関連諸産業の活動を高め、ひいては英国内の不振地域とされる北部イングランドやスコットランドなどの失業者の吸収に役立つことができる。

5 一九六三年の**所得税大巾減税** モードリング蔵相は、引続き英経済の本格的成長政策として、六三年度予算では

英国としては型破りの赤字予算覚悟の大巾な個人所得減税を断行した。この予算は「世界一高い税金を払っている」英国国民に救いの手を延べるとともに、その購買力を増加して、いわゆる有効需要の増大により生産を刺戟拡大し、もって経済の成長率を四％程度に引上げ安定を図ることを目標として編成された。

6 一九六四年の消費税増税 こうしたモードリング蔵相の果敢な景気調整政策ないし補整的財政政策は、現実に必要な成功を収めたが、やがて薬を利きすぎた観があり、国際経済環境の好転も手伝って、英経済の成長率は年率六％に達し、むしろ過熱に陥るおそれが生じた。このまままで進むと、すでにEEC諸国に現われたインフレ傾向に捲込まれるかも知れない。そこでモードリング蔵相は一九六四年度予算での所得税減税とは逆に増税を行い、インフレ傾向を抑制することになった。

この増税はもっぱら消費税に限られた。政府が総選挙を控えて、国民大衆の不評を覚悟の上で、消費税の増徴に踏切ったのは、これによって消費需要の増大を抑制するとともに、民間の購買力を租税の形で吸上げ、インフレを防ぐとともに輸入を縮小することにより国際収支の悪化を防ごうとする、国家的緊急要請に答えるためであった。

所得税の引上には全く手をつけなかったのは、きびしすぎる引締で再び経済の縮少を招くことのないようにとの配慮からであった。

(注) 消費税増税は、たばこで一〇％(税込増加目標四千四百五十万ポンド) 酒類も同様一〇％(四千九百万ポンド) 引上となった。これでスコッチウイスキー一本につき邦貨千二百円程度の増税となった。英国でウイスキーの税金を引上げることは、その販売値段を高める結果、国内需要が減り、ウイスキーはそれだけ輸出に廻される結果になる。英国の酒類(主にウイスキー)輸出は、一九六一年二億二千五百万ドルに上り、英国の主要輸出品十品目の第七位を占め、外貨獲得上大

きな貢献をしている（毛織物、航空機の輸出よりも多い）。同年英国は小麦四百五十万トン（価格三億ドル）を輸入したが、ウイスキーの輸出で小麦輸入のための外貨資金の七五%をカバーしたことになる。

三、消費税制運用政策の理論的根拠

補整的財政政策の重要性 現代資本主義経済の変動を能動的に調整するためには、財政の分野ではそれ自体の構造のなかに組み込まれた景気調整装置、いわゆる自動安定装置（automatic stabilizer or built-in stabilizer）の機能だけに依存することなく、むしろ積極的に補整的財政政策の強化を必要とすることは、今日ではもはや常識となっている。上述の英国における税制措置による補整的財政政策の展開もこの流れに沿った動きであろう。

ここで注目されることは、英国の補整政策において所得税のほかに**消費税を重用**している点である。

ヒックスの所論 ヒックスは補整的財政政策の具として所得税を重視しながらも、「勤労階級の所得層の大部分が所得税の課税範囲にはいってこなければ、消費にたいした影響を与えないであろう」として所得税の補整的作用についてある限界を認め、景気調整上必要の場合**消費を統制**するためには、消費税特に酒・たばこ税および仕入税の率を加減することが必要である」としている。

ヒックスは進んで次のように説いている。「景気安定政策成功の鍵は、とられた対策の反応の速度如何にある。二次的効果が現われないうちに、好況と不況に対処しないと、乗数効果が働くから、早手廻しをしない場合に比べて、景気安定のためには、ずっと大掛りな対策が必要となってくる。

「消費は投資よりも早く影響を受ける（消費の過程は投資よりもはるかに短いから）調整のためには、消費に対し

て真先きに攻撃を開始しなければならない。消費税は、かくて**最初に持出される武器**となるに違いない。

消費税を上げると、その税額だけ商品の販売価格をスライド式に高める。この結果これら商品に対する消費者の需要はすぐに縮少し、従ってまたその生産も対応して縮少する。消費税引下げの場合は逆に需要が増加し生産が伸びることになる。

「こうして消費税は税率発表即時消費が変化するのに反し、所得税は税率を変更しただけでは、賃金取得者の大多数がこの税の対象に入らない限り、消費に影響するかどうかは疑わしいし、現実に徴税が行われてからでない」と効果は現われない。

また「消費税のうちでは、仕入税に高い地位を与えなければならない。というのは英国ではその税率は議会の事後承認を条件として大蔵省令でもって随時に調整することができるのに対して、他の租税の改正には立法を必要とするからである」とし、消費税制運用の機動性を重視している。

(注) Hicks, U. K., Public Finance, 1951. (巽・肥後共訳二九六、二九七ページ)。